# 知 的 障 害

## 1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等

知的障害のある児童生徒の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことなどが挙げられる。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際的・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的である。特に、知的障害が極めて重度である場合は、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由など、他の障害を併せ有することも多いので、より一層のきめ細かな配慮が必要となる。

さらに、教材・教具や補助用具を含めた学習環境の効果的な設定をはじめとして、児童生徒へのかかわり方の一貫性や継続性の確保、在籍する児童生徒に関する周囲の理解などの環境条件も整え、知的障害のある児童生徒の学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促していくことも大切である。

このような特性を踏まえ、次のような教育的対応を基本とすることが重要である。

児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。

児童生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かり やすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送られるようにする。

望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導する。

職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度が育つよう指導する。

生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導する。

生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導する。

児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、 目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動へ の意欲が育つよう指導する。

できる限り児童生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切にし、主体的活動を促すよう指導する。

児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行で きるよう指導する。

児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて指導を徹底する。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるため、各教科、道徳、特別活動及び自立活動(以下、「各教科等」という。)を合わせて指導を行う場合と、各教科等それぞれの時間を設けて指導を行う場合がある。各学校においては、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、そうした指導が適切に行われるように指導計画を作成し、指導を行う必要がある。

2 障害に応じた教育課程の編成(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所:特別支援教育の基礎・基本 一人一人のニーズに応じた教育の推進より引用)

知的障害者である児童生徒においては、小・中学校の各教科等の目標や内容をそのまま適用することが適切でない場合が見られる。その際、知的障害特別支援学級の教育課程の編成に当たっては、学校教育法施行規則第 138 条の規定による「特別の教育課程」を編成し教育を行う必要がある。

特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考に行うこととなるが、児童生徒の知的発達の程度や学校生活・社会生活への適応の状況等及び生活経験などを踏まえ、適切な指導内容を選択、組織することが大切である。小学校の特別支援学級においては、心身の諸機能の調和的発達、基本的生活習慣の確立、日常生活に必要な基礎的知識、技能及び態度の習得、集団生活への参加と社会生活の理解などを目標としている。

中学校の特別支援学級では、小学校における目標を十分に達成するとともに、更に充実させ、将来の職業生活や社会生活に必要な知識、技能及び態度を身に付けることなどを目標としている。

3 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の基本的な考え方 (特別支援学校学習指導要領解説総則等編より引用)

知的障害とは、一般に、認知や言語などにかかわる知的能力や、他人との意思の交換、 日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力が同年齢の児童生 徒に求められるほどまでには至っておらず、特別な支援や配慮が必要な状態とされてい る。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われている。

#### 【知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の考え方】

(1) 各教科の構成と履修

小学部の各教科は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の6教科で構成されており、それらを第1学年から第6学年を通して履修することになっている。

中学部の各教科については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の8教科に外国語科を加えることができ、それらを第1学年から第3学年を通じて履修することになっている。外国語科は、各学校の判断により必要に応じて設けることができる教科である。このほか、その他特に必要な教科を学校の判断により設けることができる。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、 内容を概括的に示していることから、各学校が指導計画を作成する際には、児童 生徒の知的障害の状態等、学校や地域の実態等に即して、各教科の内容を具体化 し、指導内容を設定する必要がある。

#### (2) 段階による各部の内容構成

各教科の内容は、学年別に示さず、小学部は3段階、中学部は1段階、高等部は2段階(ただし、高等部の主として専門学科において開設される教科は1段階)で示してある。学年別に示さず、段階別に示している理由は、対象とする児童生徒の学力などが、同一学年であっても、知的障害の状態や経験等が様々であり、個人差が大きいためであり、段階を設けて示した方が、個々の児童生徒の実態等に即し、各教科の内容を選択して指導しやすいからである。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校には、学校教育法施行令で定める就学基準によれば、「知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの」が在学している。次に、「知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの」が在学している。

こうした児童生徒の知的障害の状態等に配慮し、各教科の各段階は、基本的には、知的発達、身体発育、運動発達、生活経験、社会性、職業能力等の状態を考慮して目標や内容を定め、小学部1段階から高等部2段階へと6段階に積み上げている。

小学部1段階は、主として、障害の程度が比較的重く、他人との意思の疎通に 困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要とする者を対象とした内容 を示している。

この段階では、知的発達が極めて未分化であること、生活経験が少ないことなど から、主として教師の直接的な援助を受けながら、児童が体験したり、基本的な 行動の一つ一つを着実に身に付けたりすることをねらいとする内容を示している。

小学部 2 段階は、障害の程度は、上記ほどではないが、他人との意思の疎通に 困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者を対象とした内容を 示している。 この段階では、主として教師からの言葉掛けによる援助を受けたり、教師が示した動作や動きを模倣したりするなどして、児童が基本的な行動を身に付けることをねらいとする内容を示している。

小学部3段階は、障害の程度が比較的軽く、他人との意思疎通や日常生活を営む際に困難さが見られるが、前段階の程度までは達せず、適宜援助を必要とする者を対象とした内容を示している。

この段階では、主として児童が主体的に活動に取り組み、社会生活につながる 行動を身に付けることをねらいとする内容を示している。

中学部は、小学部3段階の内容の程度を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮しつつ、生徒の社会生活や将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容を示している。

# 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

# 「生活]小学部

## [小学部] 小学部のみ

#### 1 目標

日常生活の基本的な習慣を身に付け、集団生活への参加に必要な態度や技能を養うとともに、自分と身近な社会や自然とのかかわりについて関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力と態度を育てる。

#### 2 内容

#### 1 段階

- (1) 日常生活に必要な身辺処理を求めたり、教師と一緒に行ったりする。
- (2) 教師と一緒に健康で安全な生活をする。
- (3) 教師や友達と同じ場所で遊ぶ。
- (4) 教師と一緒に身近な人に簡単なあいさつをする。
- (5) 教師と一緒に集団活動に参加する。
- (6) 教師と一緒に簡単な手伝いや仕事をする。
- (7) 教師と一緒に日常生活の簡単なきまりに従って行動する。
- (8) 教師と一緒に日課に沿って行動する。
- (9) 教師と一緒に簡単な買い物をする。
- (10) 身近な自然の中で、教師と一緒に遊んだり、自然や生き物に興味や関心をもったりする。
- (11) 家族や家の近所などの様子に興味や関心をもつ。
- (12) 身近な公共施設や公共物などを教師と一緒に利用する。

#### 2 段階

- (1) 教師の援助を受けながら日常生活に必要な身辺処理をする。
- (2) 教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。
- (3) 教師や友達と簡単なきまりのある遊びをする。
- (4) 教師の援助を受けながら身近な人にあいさつや話をするなどのかかわりをもつ。
- (5) 集団活動に参加し、簡単な係活動をする。
- (6) 教師の援助を受けながら簡単な手伝いや仕事をする。
- (7) 日常生活に必要な簡単なきまりやマナーに気付き、それらを守って行動する。
- (8) 教師の援助を受けながら日課に沿って行動する。
- (9) 決まった額の買い物をして、金銭の必要なことが分かる。

- (10) 身近な自然の中で遊んだり、動植物を育てたりして自然や生き物への興味や関心を 深める。
- (11) 家族の役割や身近な地域の様子に興味や関心をもち、自分と家庭や社会とのかかわりに気付く。
- (12) 教師の援助を受けながら身近な公共施設や公共物などを利用する。

#### 3 段階

- (1) 日常生活に必要な身辺処理を自分でする。
- (2) 健康や身体の変化に関心をもち、健康で安全な生活をするように心掛ける。
- (3) 友達とかかわりをもち、きまりを守って仲良く遊ぶ。
- (4) 身近な人と自分とのかかわりが分かり、簡単な応対などをする。
- (5) 進んで集団生活に参加し、簡単な役割を果たす。
- (6) 日常生活で簡単な手伝いや仕事を進んでする。
- (7) 日常生活に必要な簡単なきまりやマナーが分かり、それらを守って行動する。
- (8) 日常生活でのおよその予定が分かり、見通しをもって行動する。
- (9) 簡単な買い物をして、金銭の取扱いに慣れる。
- (10) 身近な自然の事物・現象に興味や関心を深め、その特徴や変化の様子を知る。
- (11) 家庭や社会の様子に興味や関心を深め、その働きを知る。
- (12) 身近な公共施設や公共物などを利用し、その働きを知る。

#### 内容は、児童の生活に関係の深い12の観点から示している。

- (1) 「基本的生活習慣」…【食事】【用便】【寝起き】【清潔】【身の回りの整理】【身なり】
- (2) 「健康・安全」 …【健康管理】【危険防止】【交通安全】【避難訓練】
- (3)「遊び」 …【いろいろな遊び】【遊具の後片付け】
- (4) 「交際」 ....【自分自身と家族】【身近な人との交際】【電話や来客の取次ぎ】 【気持ちを伝える応対】
- (5) 「役割」 … 【集団の参加や集団内での役割】 【地域の行事への参加】 【共同での作業と役割分担】
- (6) 「手伝い・仕事」 …【手伝い】【整理整頓】【戸締まり】【掃除】【後片付け】
- (7) 「きまり」 …【自分の物と他人の物の区別】【学校のきまり】【日常生活のきまり】 【マナー】
- (8) 「日課・予定」 …【日課・予定】
- (9) 「金銭」 ....【金銭の扱い】【買い物】【自動販売機等の利用】
- (10)「自然」 ....【自然とのふれあい】【動物の飼育・植物の栽培】【季節の変化と生活】
- (11)「社会の仕組み」 …【家族・親戚・近所の人】【いろいろな店】【社会の様子】
- (12)「公共施設」 .... 【公園や遊園地などの利用】【公共施設の利用】【交通機関の利用】

# [国語]小学部、中学部

## 〔小学部〕

# 1 目標

日常生活に必要な国語を理解し、伝え合う力を養うとともに、それらを表現する能力と態度を育てる。

## 2 内容

#### 1段階

- (1) 教師の話を聞いたり、絵本などを読んでもらったりする。
- (2) 教師などの話し掛けに応じ、表情、身振り、音声や簡単な言葉で表現する。
- (3) 教師と一緒に絵本などを楽しむ。
- (4) いろいろな筆記用具を使って書くことに親しむ。

## 2 段階

- (1) 教師や友達などの話し言葉に慣れ、簡単な説明や話し掛けが分かる。
- (2) 見聞きしたことなどを簡単な言葉で話す。
- (3) 文字などに関心をもち、読もうとする。
- (4) 文字を書くことに興味をもつ。

## 3 段階

- (1) 身近な人の話を聞いて、内容のあらましが分かる。
- (2) 見聞きしたことなどのあらましや自分の気持ちなどを教師や友達と話す。
- (3) 簡単な語句や短い文などを正しく読む。
- (4) 簡単な語句や短い文を平仮名などで書く。

内容は、「聞く・話す」、「読む」、「書く」の3つの観点から示している。

# 〔中学部〕

# 1 目標

日常生活に必要な国語についての理解を深め、伝え合う力を高めるとともに、それらを 活用する能力と態度を育てる。

# 2 内容

- (1) 話のおよその内容を聞き取る。
- (2) 見聞きしたことや経験したこと、自分の意見などを相手に分かるように話す。
- (3) 簡単な語句、文及び文章などを正しく読む。
- (4) 簡単な手紙や日記などの内容を順序立てて書く。

内容は、「聞く・話す」、「読む」、「書く」の3つの観点から示しており、小学部 国語科の3段階の内容を踏まえて設定している。

# [算数]小学部 [数学]中学部

# 〔小学部〕

# 1 目標

具体的な操作などの活動を通して、数量や図形などに関する初歩的なことを理解し、それらを扱う能力と態度を育てる。

## 2 内容

#### 1段階

- (1) 具体物があることが分かり、見分けたり、分類したりする。
- (2) 身近にあるものの大小や多少などに関心をもつ。
- (3) 身近にあるものの形の違いに気付く。

### 2 段階

- (1) 身近にある具体物を数える。
- (2) 身近にあるものの長さやかさなどを比較する。
- (3) 基本的な図形や簡単な図表に関心をもつ。
- (4) 一日の時の移り変わりに気付く。

## 3 段階

- (1) 初歩的な数の概念を理解し、簡単な計算をする。
- (2) 身近にあるものの重さや広さなどが分かり、比較する。
- (3) 基本的な図形が分かり、その図形を描いたり、簡単な図表を作ったりする。
- (4) 時計や暦に関心をもつ。

内容は、「数量の基礎、数と計算」、「量と測定」、「図形・数量関係」、「実務」の 4つの観点から示している。

# 〔中学部〕

# 1 目標

日常生活に必要な数量や図形などに関する初歩的な事柄についての理解を深め、それらを扱う能力と態度を育てる。

# 2 内容

- (1) 日常生活における初歩的な数量の処理や計算をする。
- (2) 長さ・重さなどの単位が分かり、測定する。
- (3) 図形の特徴や図表の内容を理解し、作成する。
- (4) 金銭や時計・暦などの使い方に慣れる。

内容は、「数と計算」、「量と測定」、「図形・数量関係」、「実務」の4つの観点から示している。

# [ 社会] 中学部

## [中学部] 中学部のみ

## 1 目標

社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を深め、社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。

## 2 内容

- (1) 集団生活の中での役割を理解し、自分の意見を述べたり、相手の立場を考えたりして、互いに協力し合う。
- (2) 社会生活に必要ないろいろなきまりがあることを知り、それらを守る。
- (3) 日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きが分かり、それらを利用する。
- (4) 日常生活で経験する社会の出来事や情報メディアなどに興味や関心をもち、生産、消費などの経済活動に関する初歩的な事柄を理解する。
- (5) 自分が住む地域を中心に、我が国のいろいろな地域の様子や社会の移り変わりに関心をもつ。
- (6) 外国の様子や世界の出来事などに興味や関心をもつ。

内容は、「集団生活ときまり」、「公共施設」、「社会の出来事」、「地域の様子や 社会の変化」、「外国の様子」の5つの観点から示している。

# [理科]中学部

# [中学部] 中学部のみ

# 1 目標

日常生活に関係の深い自然の仕組みや働きなどに関する初歩的な事柄についての理解を図り、科学的な見方や考え方を養うとともに、自然を大切にする態度を育てる。

## 2 内容

- (1) 人の体の主なつくりや働きに関心をもつ。
- (2) 身近な生物の特徴、その成長及び活動の様子に関心をもつ。
- (3) 日常生活に関係の深い事物や機械・器具の仕組みと扱いについての初歩的な知識をもつ。
- (4) 自然の事物・現象についての興味を広げ、日常生活との関係を知る。

内容は、「人体」、「生物」、「事物や機械」、「自然」の4つの観点から示している。

# [音楽]小学部、中学部

## 〔小学部〕

# 1 目標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽についての興味や関心をもち、その美しさや楽しさ を味わうようにする。

## 2 内容

#### 1段階

- (1) 音楽が流れている中で体を動かして楽しむ。
- (2) 音の出るおもちゃで遊んだり、扱いやすい打楽器などでいろいろな音を鳴らしたりして楽しむ。

### 2 段階

- (1) 好きな音や音楽を聴いて楽しむ。
- (2) 友達や教師とともに簡単なリズムの特徴を感じ取って身体を動かす。
- (3) 打楽器などを使ってリズム遊びや簡単な合奏をする。
- (4) 好きな歌ややさしい旋律の一部分を楽しく歌う。

# 3 段階

- (1) 身近な人の歌や演奏などを聴き、いろいろな音楽に関心をもつ。
- (2) 音楽に合わせて簡単な身体表現をする。
- (3) 旋律楽器に親しみ、簡単な楽譜を見ながらリズム合奏をする。
- (4) やさしい歌を伴奏に合わせながら、教師や友達などと一緒に歌ったり、一人で歌ったりする。

内容は、1段階では「音楽遊び」、2段階及び3段階は、「「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」及び「歌唱」の4つの観点から示している。

# 〔中学部〕

# 1 目標

表現及び鑑賞の能力を培い、音楽についての興味や関心を深め、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。

## 2 内容

- (1) いろいろな音楽を楽器の音色などに関心をもって聴く。
- (2) 音楽を聴いて感じたことを動作で表現したり、リズムに合わせて身体表現をしたりする。
- (3) 打楽器や旋律楽器などを使って、自由に演奏したり、合奏や独奏をしたりする。
- (4) 歌詞やリズムなどに気を付けて、独唱、斉唱、簡単な輪唱などをする。

内容は、「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」、「歌唱」の4つの観点から示している。

# [図画工作]小学部 [美術]中学部

## 〔小学部〕

## 1 目標

初歩的な造形活動によって、造形表現についての興味や関心をもち、表現の喜びを味わうようにする。

## 2 内容

#### 1段階

- (1) かいたり、つくったり、飾ったりすることに関心をもつ。
- (2) 土、木、紙などの身近な材料をもとに造形遊びをする。

### 2 段階

- (I) 見たことや感じたことを絵にかいたり、つくったり、それを飾ったりする。
- (2) 粘土、クレヨン、はさみ、のりなどの身近な材料や用具を親しみながら使う。

#### 3 段階

- (1) 見たこと、感じたことや想像したことを、工夫して絵にかいたり、つくったり、それを飾ったり、使ったりする。
- (2) いろいろな材料や用具を工夫しながら、目的に合わせて使う。
- (3) 友達と作品を見せ合ったり、造形品などの形や色、表し方の面白さなどに気付いたりする。

内容は、「表現」、「材料・用具」、「鑑賞」の3つの観点で示している。

# 〔中学部〕

#### 1 目標

造形活動によって、表現及び鑑賞の能力を培い、豊かな情操を養う。

#### 2 内容

- (1) 経験や想像をもとに、計画を立てて、絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。
- (2) いろいろな材料や用具などの扱い方を理解して使う。
- (3) 自然や造形品の美しさなどに親しみをもつ。

内容は、「表現」、「材料・用具」、「鑑賞」の3つの観点で示している。

# [体育]小学部 [保健体育]中学部

## 〔小学部〕

## 1 目標

適切な運動の経験を通して、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を 営む態度を育てる。

## 2 内容

#### 1段階

- (1) 教師と一緒に、楽しく手足を動かしたり、歩く、走るなどの基本的な運動をしたり する。
- (2) いろいろな器械・器具・用具を使った遊び、表現遊び、水遊びなどを楽しく行う。
- (3) 簡単な合図や指示に従って、楽しく運動をする。

## 2 段階

- (1) 歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動に慣れる。
- (2) いろいろな器械・器具・用具を使った運動、表現運動、水の中での運動などに親しむ。
- (3) 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に運動をする。

#### 3 段階

- (1) 歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動を姿勢や動きを変えるなどしていろいろな方法で行う。
- (2) いろいろな器械・器具・用具を使った運動、表現運動、水の中での運動などをする。
- (3) いろいろなきまりを守り、友達と協力して安全に運動をする。

内容は、1段階は、「基本的な運動」、「運動遊び」、「きまり」の観点から、2段階及び3段階は、「基本的な運動」、「いろいろな運動」、「きまり・安全」の観点から示している。

# 〔中学部〕

# 1 目標

適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して、健康の保持増進と体力の向上 を図るとともに、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

# 2 内容

- (1) 体つくり運動、簡単なスポーツ、ダンスなどの運動をする。
- (2) きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り、友達と協力して安全に運動をする。
- (3) 自分の発育・発達に関心をもったり、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする。

内容は、「いろいろな運動」、「きまり」、「保健」の3つの観点から示している。

# [職業・家庭]中学部

## [中学部] 中学部のみ

#### 1 目標

明るく豊かな職業生活や家庭生活が大切なことに気付くようにするとともに、職業生活 及び家庭生活に必要な基礎的な知識と技能の習得を図り、実践的な態度を育てる。

#### 2 内容

- (1) 働くことに関心をもち、作業や実習に参加し、働く喜びを味わう。
- (2) 職業に就くためには、基礎的な知識と技能が必要であることを理解する。
- (3) 道具や機械、材料の扱い方などが分かり、安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。
- (4) 自分の役割を理解し、他の者と協力して作業や実習をする。
- (5) 産業現場等における実習を通して、いろいろな職業や職業生活、進路に関心をもつ。
- (6) 家族がそれぞれの役割を分担していることを理解し、楽しい家庭づくりをするため に協力する。
- (7) 家庭生活に必要な衣服とその着方、食事や調理、住まいや暮らし方などに関する基礎的な知識と技能を身に付ける。
- (8) 職業生活や家庭生活で使われるコンピュータ等の情報機器の初歩的な扱いに慣れる。
- (9) 家庭生活における余暇の過ごし方が分かる。

内容は、「働くことの意義」、「職業に関する基礎的な知識」、「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」、「役割」、「産業現場等における実習」、「家庭の役割」、「家庭に関する基礎的な事項」、「情報」、「余暇」の9つの観点から示している。

# [外国語]中学部

# [中学部] 中学部のみ

1 目標

外国語に親しみ、簡単な表現を通して、外国語や外国への関心を育てる。

# 2 内容

## 英語

- (1) 身近な生活の中で見聞きする英語に興味や関心をもつ。
- (2) 簡単な英語を使って表現する。

## その他の外国語

その他の外国語の内容については、英語に準ずるものとする。

内容は、「英語とその表現への興味や関心」、「英語での表現」の 2 つの観点から示している。

#### 【指導の特徴】

### (1) 各教科等を合わせて指導を行う場合

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、この各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、従前、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきており、それらは「領域・教科を合わせた指導」と呼ばれている。

各教科等を合わせて指導を行うことに係る法的な根拠は、学校教育法施行規則 第130条第2項に、特別支援学校で知的障害者を教育する場合において特に必要が ある場合は、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について合わ せて授業を行うことができるとされていることである。

なお、中学部においては、総合的な学習の時間を適切に時間を設けて指導をすることに留意する必要がある。

各学校において、各教科等を合わせて指導を行う際は、児童生徒の実態に即し、 以下の説明を参考とすることが有効である。

#### 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものである。

日常生活の指導は、生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われる。それらは、例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容である。

日常生活の指導に当たっては、以下のような点を考慮することが重要である。

- (ア) 日常生活の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行うものであること。
- (イ) 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取り扱うようにすること。
- (ウ) できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うととも に、目標を達成していくために、段階的な指導ができるものであるこ と。
- (エ) 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に 即した効果的な指導ができるよう計画されていること。

#### 遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくものである。

遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定される。また、遊びの指導の成果が各教科別の指導等につながることもある。

遊びの指導に当たっては、次のような点を考慮することが重要である。

- (ア) 児童が、積極的に遊ぼうとする環境を設定すること。
- (イ) 教師と児童、児童同士のかかわりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫すること。
- (ウ) 身体活動が活発に展開できる遊びを多く取り入れるようにすること。
- (エ) 遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮 しつつ、安全に選べる場や遊具を設定すること。
- (オ) 遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが経験できるよう配慮して、遊びの楽しさを味わえるようにしていくこと。

### 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われる。

生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切である。また、小学部において、児童の知的障害の状態等に応じ、遊びを取り入れた生活単元学習を展開している学校もある。

生活単元学習の指導計画の作成に当たっては、以下のような点を考慮することが重要である。

(ア) 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態等や興味・ 関心などに応じたものであり、個人差の大きい集団にも適合するもので あること。

- (イ) 単元は、必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・ 態度の形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるもの であること。
- (ウ) 単元は、児童生徒が目標をもち、見通しをもって、単元の活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動をも含んだものであること。
- (エ) 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むととも に、集団全体で単元の活動に共同して取り組めるものであること。
- (オ) 単元は、各単元における児童生徒の目標あるいは課題の成就に必要か つ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な 生活としてのまとまりのあるものであること。
- (カ) 単元は、豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるよう計画されていること。

生活単元学習の指導を計画するに当たっては、1つの単元が、2、3日で終わる場合もあれば、1学期間、あるいは、1年間続く場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について十分検討する必要がある。

#### 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。

作業学習の指導は、単に職業・家庭科の内容だけではなく、各教科等の広 範囲の内容が扱われる。

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様である。

作業学習の指導に当たっては、以下のような点を考慮することが重要である。

- (ア) 生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む喜びや完成の成就感が味わえること。
- (イ) 地域性に立脚した特色をもつとともに、原料・材料が入手しやすく、 永続性のある作業種を選定すること。
- (ウ) 生徒の実態に応じた段階的な指導ができるものであること。
- (エ) 知的障害の状態等が多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含ん でいること。

- (オ) 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の 形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。
- (カ) 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやす いものであること。

中学部の職業・家庭科に示す「産業現場等における実習」(一般に「現場実習」や「職場実習」とも呼ばれている。)を、他の教科等と合わせて実施する場合は、作業学習として位置付けられる。その場合、「産業現場等における実習」については、現実的な条件下で、生徒の職業適性等を明らかにし、職業生活ないしは社会生活への適応性を養うことを意図して実施するとともに、各教科等の広範な内容が包含されていることに留意する必要がある。

「産業現場等における実習」は、これまでも企業等の協力により実施され、 大きな成果が見られるが、実施に当たっては、保護者、事業所及び公共職業 安定所などの関係機関等との密接な連携を図り、綿密な計画を立てることが 大切である。また、実習中の巡回指導についても適切に計画する必要がある。

#### (2) 教科別に指導を行う場合

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等を合わせて指導を行う場合でも、各教科の内容の指導を行うことができるが、教科ごとの時間を設けて、各教科等を合わせないで指導を行う場合もあり、それは、「教科別の指導」と呼ばれている。

指導を行う教科やその授業時数の定め方は、対象となる児童生徒の実態によっても異なる。したがって、教科別の指導を計画するに当たっては、教科別の指導で扱う内容について、一人一人の児童生徒の実態に合わせて、個別的に選択・組織しなければならないことが多い。その場合、一人一人の児童生徒の興味・関心、学習状況、生活経験等を十分に考慮することが大切である。

また、指導に当たっては、学習指導要領における各教科の目標を踏まえ、児童 生徒の実態に合わせて、適切な授業を創意工夫する必要がある。学習活動に生活 的なねらいをもたせ、児童生徒の実態に即して、生活に即した活動を十分に取り 入れつつ段階的に指導する必要がある。

特に、児童生徒の個人差が大きい場合には、一斉授業の形態で進める教科別の 指導は困難であることから、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて小集団を 編成し個別的な手立てを講じるなどして、個に応じた指導を徹底する必要がある。

さらに、指導計画を作成するに当たっては、他の教科、道徳、総合的な学習の時間(小学部を除く。)、特別活動及び自立活動との関連、また、各教科等を合わせて指導を行う場合との関連を図るとともに、児童生徒が習得したことを実際の生活に役立てるようにする必要がある。

## (3) 領域別に指導を行う場合

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等を合わせて指導を行う場合でも道徳等のいわゆる領域の内容の指導を行うことができるが、道徳、特別活動及び自立活動の時間を設け、それらを合わせず、あるいは、それらと各教科とも合わせないで指導する場合もあり、それは、「領域別の指導」と呼ばれている。

#### 道徳

道徳の指導においては、個々の児童生徒の興味・関心や生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりするなどの一層の工夫を行い、道徳的実践力を身に付けるよう指導することが大切である。

#### 特別活動

特別活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の実態、特に学習上の特性等を十分に考慮し、適切に創意工夫する必要がある。

特別活動の指導を計画するに当たっては、各教科、道徳、自立活動及び総合的な学習の時間(小学部を除く。)との関連を図るとともに、小・中学校の児童生徒等及び地域の人々と活動を共にする機会を設けるよう配慮することも大切である。

## 自立活動

知的障害のある幼児児童生徒には、全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、情緒、行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られる。そのような障害による困難の改善・克服を図るためには、自立活動の指導を効果的に行う必要がある。

顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態とは、言語や運動の面で言えば、例えば、「理解言語の程度に比較して表出言語が極めて少ない」、「全体的な身体機能の発達の程度に比較して特に平衡感覚が未熟である」などである。また、情緒や行動等の面で言えば、例えば、「心理状態が不安定になり、パニックになりやすい」、「極めて動きが多く、注意集中が困難である」などである。さらには、上肢や下肢のまひ、筋力の低さなど、あるいは自信欠如、固執行動、極端な偏食、異食、情緒発達の未成熟など、そして、てんかんや心臓疾患なども、随伴する状態等として挙げられる。

このような状態等に応じて、各教科の指導などのほかに、自立活動の内容の指導が必要である。

自立活動の指導は、個別の指導計画に基づいて、学習上の特性等を踏まえながら指導を進める必要がある。特に、自立活動の時間を設けて行う場合は、個々の児童生徒の知的障害の状態等を十分考慮し、個人あるいは小集団で指導を行うなど、効果的な指導を進めるようにすることが大切である。

### 4 自立活動の内容 (特別支援学校学習指導要領解説自立活動編より引用)

- 1 健康の保持
  - (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
  - (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
  - (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
  - (4) 健康状態の維持・改善に関すること。
- (4) 健康状態の維持・改善に関すること。

知的障害や自閉症のある幼児児童生徒の中には、運動量が少なくなり、結果として 肥満になったり、体力低下を招いたりする者も見られる。また、心理的な要因により 不登校の傾向が続き、運動が極端に少なくなったり、食欲不振の状態になっていたり する場合もある。このように、障害のある幼児児童生徒の中には、障害そのものによ るのではなく、二次的な要因により体力が低下する者も見られる。

このような幼児児童生徒の体力低下を防ぐためには、適切な運動を取り入れたり、 食生活と健康について実際の生活に即して学習したりするなど、日常生活における自 己の健康管理のための指導が必要である。

健康状態の維持・改善を図る指導を進めるに当たっては、主治医等から個々の幼児児童生徒の健康状態に関する情報を得るとともに、日ごろの体調を十分に把握する必要があることから、医療機関や家庭と密接な連携を図ることが大切である。

### 2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

#### 3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
- (4) 集団への参加の基礎に関すること。

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。

知的障害のある生徒の場合、過去の失敗経験等の積み重ねにより、自分に対する自 信がもてず、行動することをためらいがちになることがある。

このような場合は、まず、本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにして、徐々に自信を回復しながら、自己の理解を深めていくことが大切である。

## 4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

#### (1) 保有する感覚の活用に関すること。

肢体不自由や知的障害のある幼児児童生徒の中には、視覚障害や聴覚障害を併せ有する者も少なくないことから、保有する感覚を最大限に活用して、学習や日常生活に必要な情報を適切に取り入れるための指導が必要である。

#### 5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

#### (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。

知的障害のある幼児児童生徒の中には、知的発達の程度等に比較して、身体の部位を適切に動かしたり、指示を聞いて姿勢を変えたりすることが困難な者がいる。このような幼児児童生徒に対しては、より基本的な動きの指導から始め、徐々に複雑な動きを指導することが考えられる。そして、次第に、目的の動きに近付けていくことにより、必要な運動・動作が幼児児童生徒に確実に身に付くよう指導することが重要である。

(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。

知的障害のある幼児児童生徒の中には、知的発達の程度等に比較して、細かな手指の動作が困難であり、衣服の着脱や食事などが困難な者がいる。

このような幼児児童生徒には、使いやすい用具等を用いながら、手元をよく見るように指導するが、その際、注意が他のことに向いてしまって、衣服の着脱等に気持ち

を集中させて取り組むことが難しいことも多い。そのため、集中して取り組むことができるように、環境を整えて情緒の安定を図ったり、注目させたい部分を視覚でとらえやすいように色を変えたりするなどの工夫が大切である。

そのため、このような幼児児童生徒が日常生活に必要な動作を身に付けるためには、「2 心理的な安定」や「4 環境の把握」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することが求められる。

#### 6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。
- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。

知的障害のある幼児児童生徒には、発声や身体の動きによって気持ちや要求を表すことができるが、発声や指差し、身振りやしぐさなどをコミュニケーション手段として適切に活用できない場合がある。

このような場合には、幼児児童生徒が欲しいものを要求する場面などで、ふさわしい身振りなどを指導したり、発声を要求の表現となるよう意味付けたりするなど、幼児児童生徒の様々な行動をコミュニケーション手段として活用できるようにすることが大切である。

同時に、他の人への関心が乏しいことや、他の人からの働き掛けを受け入れることが難しい場合もあることから、教師との信頼関係を形成し、教師の言葉や動きに対する関心を高めるようにすることが大切である。また、コミュニケーション手段として身振りや機器などを活用する際には、個々の幼児児童生徒の実態を踏まえ、無理なく活用できるように工夫することが必要である。

以上のように、コミュニケーションの基礎的能力に関する指導においては、一人一人の幼児児童生徒の実態に応じて、「3 人間関係の形成」や「5 身体の動き」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて、具体的な指導内容を設定することが大切である。

5 指導の工夫 (独立行政法人国立特別支援教育総合研究所:特別支援教育の基礎・基本 一人一人のニーズに応じた教育の推進より引用)

「教科別の指導」や「領域別の指導」、「領域・教科を合わせた指導」、総合的な学習の時間などの指導計画を作成する際には、学習内容を相互に関連付け総合的に学習できるよ

うに配慮することが重要である。例えば、生活単元学習において「校外学習に出かけよう」の単元を行う場合、国語科の指導において見学先に送る礼状を書く活動を行ったり、算数科の指導においてバスや電車などの運賃を計算する活動を行ったりするなど、児童生徒の実際的、社会的な活動に即して学習内容を関連付けながら指導を展開することで一層の効果が期待できる。

また、小・中学校のいずれの特別支援学級においても、通常の学級の児童生徒と活動を共にする機会を設け、集団生活への参加を促し相互理解を深めていくことが大切である。その際、特別支援学級の児童生徒の負担が大きくならないように配慮し、一人一人の指導目標を明確にするとともに、具体的な活動内容や活動方法を工夫し、全教職員の共通理解の下に指導に当たることが大切である。